

亀山市重度心身障害者介助者手当及び心身障害児童福祉手当の見直しについて

1. 障がい者福祉制度の変化

障がい者や障がい児のいる世帯に対する介助者手当等の制度については、障がい者や障がい児に対する在宅福祉施策がほとんどなかった昭和40年代頃、障がい者を介助する家族や障がい児をもつ親の心身の負担に対する支援として始まり、本市においても合併前の旧市町の頃から実施され、合併後、現在の制度として継承され、今日まで継続して実施しています。

こうした制度がスタートして以降、障がい者の所得水準の引上げや、在宅や通所による公的なサービス等が充実されてきたことにより、亀山市重度心身障害者介助者手当及び心身障害児童福祉手当の開始当初と比較し、障がい者や障がい児の介助者の負担も軽減されてきています。

【主な制度充実の経緯】

昭和61年 特別障害者手当・障害児福祉手当の整備による所得水準の引上げ

平成18年～ 障害者自立支援法の施行による制度充実

- ・措置制度から支援費制度への本格的転換
- ・身体・知的・精神と分かれていた区分が一元化
- ・就労支援の強化

平成25年～ 障害者総合支援法・改正児童福祉法の施行による制度充実

- ・障害支援区分の創設
- ・重度訪問介護や共同生活援助の対象拡大
- ・難病の方も対象に加わる
- ・児童通所サービスの開始

2 介助者手当等の現状

(1) 亀山市の制度の現状

(現行制度)

亀山市重度心身障害者介助者手当 (3,000円/月)

令和6年度実績：約1,606万円 (509人)

次に掲げる20歳以上の障がい者と同居の家族に支給

- ・身体障害者手帳1級又は2級取得者
- ・知的障害者と判定された者で知能指数が35以下のもの (A1、A2、B1の一部)
- ・身体障害者手帳3級又は4級に該当し、かつ知的障害者と判定された者で知能指数が36以上50以下のもの (B1の一部)

亀山市心身障害児童福祉手当 (2,000円/月)

令和6年度実績：約207万円 (98人)

次に掲げる20歳未満の障がい者の親に支給

- ・身体障害者手帳1級、2級又は3級取得者
- ・知的障害児又は知的障害者と判定された者で知能指数が50以下のもの (A1、A2、B1の一部)

(事務事業点検等の判定)

平成22年度に実施された事業仕分け及び令和6年度に実施された事務事業点検の結果、本事業については、「不要」「事業の有効性が限定的であり、抜本的な見直しや改善が必要と認められる」と判定されています。

(2) 県内他市の現状

(類似制度の実施状況)

本市同様に、介助者への手当として支給しているのは1市

- ・津市 【身体1級、療育A、精神1級等・障がい者】(非課税世帯のみ)
3,000円/月
【身体1～3級、療育A～B1・障がい児】 7,000円/月

類似制度として、障がい者世帯への手当として支給しているのは5市

- ・桑名市 【身体1～4級、療育A～B、精神1～3級】
2,000円～700円/月
- ・四日市市 【身体1・2級、療育A、精神1級】(非課税世帯のみ)
障がい者 1,000円/月、障がい児 2,000円/月
- ・伊勢市 【身体1級、療育A、精神1級】(非課税世帯のみ) 2,000円/月
- ・熊野市 【身体1級、療育A等】 2,000円/月
- ・志摩市 【身体1～3級、療育A、精神1・2級】
課税世帯 8,000円/年、非課税世帯 12,000円/年

3 制度見直しの方向性

介助者手当等の制度については、創設当時の障がい者福祉サービスが乏しい時代の家族を含めた世帯の負担軽減を図り、その後の障がい者福祉サービスの充実が図られてきたことで、一定の役割を果たしたものと考えられることから、廃止を基本とした見直しを進めることとします。

なお、現行の障がい者福祉サービスの状況や、今後の障がい者福祉を見据えた新しいサービスの提供に向けて、次の方向性に沿った見直しを検討します。

○地域生活支援拠点等の整備

障がい者の重度化・高齢化や親なき後を見据え、緊急時の対応や施設、病院等からの地域移行の推進を担う機能をもつ体制等を整備します。

○障がい者の地域での活動促進及び見守り体制の強化

障がい者の創作的活動や社会との交流の促進等を図るための場づくりと、障がい者サポーターなど地域で障がい者やその家族を見守る体制の強化を検討します。

○障がい者における「親なき後」への支援体制の整備

親と生活する在宅の障がい者等が、親が元気なうちから将来の暮らしを想定し準備できるよう、様々な分野の専門家や関係機関との連携の仕組みを整備します。